

兵庫県公報

平成22年4月23日 金曜日 第2177号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公印の新調（文書課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止の届出（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	5
○ 町営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	5
○ 兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（水産課）	5
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 西淡都市計画道路事業の認可（平成22年近畿地方整備局告示第100号）（道路保全課）	7
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	7
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	8
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	8
正 誤	
○ 平成22年3月19日付け兵庫県公報号外中	8

告 示

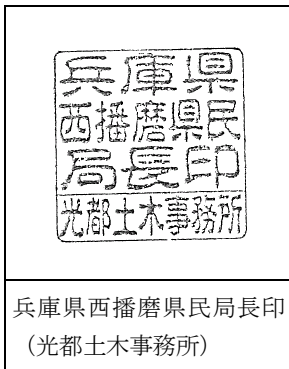
兵庫県告示第483号

次に掲げる公印を新調し、平成22年4月1日からその使用を開始した。

平成22年4月23日

兵庫県知事 井戸敏三

新調公印の名称及び印影



兵庫県西播磨県民局長印
(光都土木事務所)



兵庫県告示第484号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成22年4月23日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名称	所在地	開設者	指定年月日
太田歯科医院	明石市二見町東二見409-10	太田道明	平成22年2月1日
ハローこどもファミリー歯科	同 市大久保町西島813-1	岨卓与	同年3月1日
森医院	洲本市下加茂1-1-36	森明	同年1月4日
スマイル薬局	相生市本郷町1-1	株式会社ベアホーク	同年2月24日
サワー調剤薬局	加古川市平岡町土山1221-27	有限会社オンリー・ワン	同年4月1日
きし薬局下戸田店	西脇市下戸田624	株式会社きし薬局	同年2月27日
明愛訪問看護ステーション	高砂市神爪2-12-8	株式会社明愛	平成21年9月1日
ほほえみ訪問看護ステーション	同 市米田町古新308-1	有限会社長生	平成22年2月1日
近畿調剤栄町薬局	川西市栄町3-6	近畿調剤株式会社	同年4月1日
せや眼科	三田市駅前町8-4	医療法人社団せや眼科	同年1月1日
三田市休日応急診療センター	同 市天神1-10-14	三田市	同年3月1日
にしき歯科	篠山市宮田字門田ノ坪232-1	医療法人社団にしき歯科	平成21年12月1日
株式会社絆訪問看護ステーション	同 市味間南25-2	株式会社絆訪問看護ステーション	平成22年2月1日
アット調剤薬局	丹波市柏原町母坪325-1	株式会社ひやく	同年4月1日
丹羽耳鼻咽喉科	同 市柏原町柏原3053-3	丹羽正夫	同



兵庫県告示第485号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成22年4月23日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
さくら薬局宝塚五月台店	宝塚市中山五月台2-11-7	医療機関名称	チトセ薬局五月台店	さくら薬局宝塚五月台店	平成22年2月1日

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地	開設者	廃止年月日
太田歯科医院	明石市二見町東二見445-3	太田道明	平成22年1月31日
森医院	洲本市下加茂1-665-1	森明	同 月3日

きし薬局下戸田店	西脇市下戸田616	株式会社きし薬局	平成22年 2月26日
せや眼科	三田市駅前町 8-4	瀬谷 隆	平成21年12月31日
にしき歯科	篠山市宮田字門田ノ坪232-1	岡坂 勝	同 年11月30日

3 休止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	休止年月日
森医院	洲本市下加茂 1-1-36	森 明	平成22年 2月 1日



兵庫県告示第486号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成22年 4月23日

兵庫県知事 井戸 敏三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
太田歯科医院	明石市二見町東二見409-10	太田 道明	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	平成22年 2月 1日
やすずみ眼科	同 市大久保町江井島915-2	安澄 衛一郎	同 上	同 月18日
リハケア伊丹南	伊丹市野間北 3-2-7	株式会社リハケア	通所介護、介護予防 通所介護	平成22年 3月 1日
相生市地域包括支援センター	相生市旭 1-6-28	社団法人相生市医師会	地域包括支援センター	同 年 1月18日
ありがとう	豊岡市日高町鶴岡289-1	株式会社ありがとう	居宅介護支援	同 年 2月 1日
えんどう医院	同 市千代田町 9-3	遠藤 一 郎	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	同
豊岡市社会福祉協議会 日高ケアプランセンター	同 市日高町栗山468-1	社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会	居宅介護支援	平成22年 2月22日
介護老人保健施設豊岡 シルバーステイ	同 市戸牧1132-2	医療法人敬愛会	訪問リハビリテーション、 介護予防訪問リハビリテーション	同 年 4月 1日
デイサービスセンター 絵梨花の家	加古川市平荘町山角82	有限会社V・Iケアサービス	通所介護、介護予防 通所介護	同 年 1月29日
新世薬局平津店	同 市米田町平津413-1	新世薬品株式会社	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	同 年 3月 1日
ケアサービスみらい	同 市加古川町平野517	株式会社みらい	訪問介護、介護予防 訪問介護	同 年 4月 1日
めぐみナーシングケア センター	西脇市郷瀬町405	有限会社めぐみ訪問看護ステーション	通所介護	同
笑輪デイサービス堀の家	同 市堀町82-1	特定非営利活動法人笑輪	通所介護、介護予防 通所介護	同

シンバシ薬局	宝塚市山本東2-8-15	新橋薬品有限会社	介護予防居宅療養管理指導	平成22年1月1日
同 上	同 市中山寺1-14-19	同 上	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	同
ほほえみ訪問看護ステーション	高砂市米田町古新308-1	有限会社長生	訪問看護、介護予防訪問看護	平成22年2月1日
株式会社まごころケア 一研究センター高砂訪問看護ステーション	同 市中島2-530-2	株式会社まごころケア 一研究センター	訪問看護、介護予防訪問看護	同 月15日
療養通所介護まごころ	同 上	同 上	通所介護	同
おおむち	川西市西多田2-2-8	株式会社三栄ケアサービス	介護予防通所介護	平成22年1月1日
あしだメディカルクリニック	丹波市柏原町母坪327-1	芦 田 孔	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	同 年2月1日
ほほえみ介護センター	同 市柏原町柏原1763-1	株式会社クリエイション	訪問介護、介護予防訪問介護	同 年3月1日
丹羽耳鼻咽喉科	同 市柏原町柏原3053-3	丹 羽 正 夫	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管理指導	同 年4月1日
デイサービスなごみ	川辺郡猪名川町島字川向2-4	株式会社ハートケア	通所介護、介護予防通所介護	同 年1月19日
グリーンヴィラ那珂	多可郡多可町中区牧野166-9-1	社会福祉法人那珂の郷	認知症対応型共同生活介護、 介護予防認知症対応型共同生活介護	同 年3月8日
特別養護老人ホーム祐 あいホーム上月	佐用郡佐用町福吉721	社会福祉法人聖風会	介護予防通所介護、 介護予防短期入所生活介護	同 年2月25日



兵庫県告示第487号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があった。

平成22年4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
やさしい手明石訪問入浴事業所	明石市西明石北町3-2-21	株式会社やさしい手	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	平成22年2月28日
豊岡市社会福祉協議会 日高ケアプランセンター	豊岡市日高町頃垣40	社会福祉法人豊岡市社会福祉協議会	居宅介護支援	同 月21日
デイサービスセンター 絵梨花の家	加古川市加古川町稲屋102-10	有限会社V・Iケアサービス	通所介護	平成21年7月1日
株式会社まごころケア 一研究センター高砂訪問看護ステーション	高砂市荒井町御旅1-2-39	株式会社まごころケア 一研究センター	訪問看護	平成22年2月14日

療養通所介護まごころ	同 上	同 上	通所介護	同
デイサービスなごみ	川辺郡猪名川町島字川向2-2	有限会社和	通所介護、介護予防通所介護	平成21年3月31日



兵庫県告示第488号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成22年4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
五十嵐 賀 則	浜田接骨院	明石市大久保町江井島837-5	平成22年2月8日
福 田 晃 子	あけぼの接骨院	同 市魚住町長坂寺1155-1	同 年3月28日
中 元 はるみ	(往診のみ)	伊丹市南町4-5-23-202	同 年2月17日
小山田 統	小山田接骨院	南あわじ市榎列小榎列34-1	同 月18日
矢 内 正 夫	矢内接骨院	佐用郡佐用町佐用226-1	同 月15日



兵庫県告示第489号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成22年4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
多可町	村づくり交付金	多可地区	平成22年4月23日から 同 年5月13日まで	多 可 郡 多 可 町 役 場



兵庫県告示第490号

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）第47条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成22年4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 件名
漁業関係法令違反に係る停泊命令
- 2 日時
平成22年5月11日（火）午後1時から午後2時まで
- 3 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁第1号館10階農政環境部会議室



兵庫県告示第491号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成22年 4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西脇市黒田庄町門柳字門柳山871の1・871の14（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、871の3から871の6まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第492号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成22年 4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宍粟市一宮町河原田字本谷588の3から588の5まで、588の14、588の15
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第493号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成22年 4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
多可郡多可町加美区多田字宮前453の2、加美区豊部字フシヨ谷山1840の1・1840の53（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1840の2から1840の4まで

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字フシヨ谷山1840の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種
次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第494号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、西淡都市計画道路事業の認可の告示（平成22年近畿地方整備局告示第100号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成22年 4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
西淡都市計画道路事業
3. 5. 420号湊線及び3. 5. 421号湊古津路線
- 3 事務所の所在地
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 4 事業施行期間
平成22年3月29日から平成27年3月31日まで
- 5 事業地
 - (1) 収用地の部分
兵庫県南あわじ市湊字平石及び字叶堂向並びに松帆古津路字叶堂地内
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第495号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年 4月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画下水道事業西宮市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和33年4月1日から平成22年9月30日まで
変更後 昭和33年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

変更なし
(2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第496号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、三木市平田土地区画整理組合の事業計画の変更を平成22年4月12日に認可した。

平成22年4月23日

兵庫県知事 井戸敏三

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成22年4月23日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市加佐字横塚285番4の一部、285番10の一部、289番1の一部、289番2の一部、291番、292番1から292番3まで、293番1、293番2、294番1から294番4まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市北条口四丁目4番地
マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 藤本 昭
- 3 許可年月日及び許可番号
平成22年3月12日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-1-3号（21三木）

正 誤

○平成22年3月19日付け兵庫県公報号外中

平成22年3月19日（号外）公布兵庫県条例第7号兵庫県税条例の一部を改正する条例の次の表の左欄に掲げるページ及び行中それぞれ同表の中欄に掲げる字句は、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）、地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第45号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）の平成22年3月31日公布により、それぞれ同表の右欄に掲げる字句となった。

29ページ下から7	施行規則第 条	施行規則附則第4条の5第1項
29ページ下から4	施行規則第 条	施行規則附則第4条の5第2項
30ページ上から2	施行規則第 条	施行規則附則第4条の5第3項
30ページ上から6	施行規則第 条	施行規則附則第4条の5第4項
30ページ上から10	施行規則第 条	施行規則附則第4条の5第5項
30ページ上から16	施行規則第 条	施行規則附則第4条の5第6項
30ページ上から18	施行規則第 条	同条第7項
30ページ上から21	施行規則第 条	施行規則附則第4条の5第8項
30ページ上から23	施行規則第 条	同条第9項

30ページ上から26	施行規則第 条	施行規則附則第4条の5第10項
30ページ下から21	施行規則第 条	施行規則附則第4条の5第11項
30ページ下から19	施行規則第 条	施行規則附則第4条の5第12項
30ページ下から13	施行規則第 条	施行規則附則第4条の5第13項
30ページ下から10	施行規則第 条	施行規則附則第4条の5第14項
30ページ下から5	施行規則第 条	施行規則附則第4条の5第15項
30ページ上から2	施行規則第 条	施行規則附則第4条の5第16項
31ページ上から13	施行規則第 条	施行規則附則第4条の5第17項
31ページ上から14	施行規則第 条	同条第18項
31ページ上から16	施行規則第 条	施行規則附則第4条の5第19項
31ページ上から17	施行規則第 条	同条第20項
31ページ上から21	施行規則第 条	施行規則附則第4条の5第21項
31ページ上から24	施行規則第 条	施行規則附則第4条の5第22項
31ページ下から15	施行規則第 条	施行規則附則第4条の6第2項
31ページ下から12	施行規則第 条	施行規則附則第4条の6第3項
31ページ下から5	施行規則第 条	施行規則附則第4条の6第4項
31ページ下から1	施行規則第 条	施行規則附則第4条の6第5項
32ページ上から2	施行規則第 条	施行規則附則第4条の6第6項
32ページ上から22	を「施行規則第 条に規定するものをいう。第3項及び」に、「同条第2項に規定するものをいう。」を「施行規則第 条に規定するものをいう。第3項及び」に、「同条第3項に規定するもの及び」を「施行規則第 条に規定するもの及び」に、「同条第4項」を「施行規則第 条」に、「同条第3項に規定するもの（第3項において「電気自動車等」という。）」を「施行規則第 条に規定するもの」に改め	及び「同条第2項に規定するものをいう。」の右に「第3項及び」を加え、「（第3項において「電気自動車等」という。）」を削り
32ページ下から13	施行規則第 条	施行規則附則第5条の2第1項
32ページ下から11	施行規則第 条	同条第2項
32ページ下から8	施行規則第 条	施行規則附則第5条の2第3項
32ページ下から6	施行規則第 条	同条第4項
32ページ下から4	施行規則第 条	施行規則附則第5条の2第5項

32ページ下から 2	施行規則第 条	施行規則附則第 5 条の 2 第 6 項
32ページ下から 1	施行規則第 条	同条第 7 項
33ページ上から 3	施行規則第 条	施行規則附則第 5 条の 2 第 8 項
33ページ上から 6	施行規則第 条	施行規則附則第 5 条の 2 第 9 項
33ページ上から 7	施行規則第 条	同条第10項
33ページ上から12	施行規則第 条	施行規則附則第 5 条の 2 第11項
33ページ上から15	施行規則第 条	施行規則附則第 5 条の 2 第12項
33ページ下から20	政令第 条	政令附則第18条の 6 の 2 第 1 項
33ページ下から14	政令第 条	政令附則第18条の 6 の 2 第 2 項
34ページ上から10	平成22年法律第 号	平成22年法律第 6 号